

# 後期高齢者医療制度が始まります

平成20年4月1日から、高齢者だけの新しい医療制度「後期高齢者医療制度」が始まります。概要については、以前、パンフレットなどを全世帯に配布してお知らせしましたが、今号では、現在の老人保健制度との違いを中心に、新しい医療制度の内容についてお知らせします。

保険年金課 ☎66♦1102

## 75歳以上の方はすべて対象です

75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方は、国民健康保険や会社の健康保険などの医療保険に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていますが、平成20年4月から、この老人保健制度の対象者はすべて「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

## 新たな保険料が必要となります

これまでの老人保健制度では、高齢者の医療にかかる費用の5割を公費（税金）、残りの5割を各保険者の拠出金で賄っていました。が、後期高齢者医療制度では、費用の5割を公費、そして各保険者

からの支援金（0歳から74歳までの保険料）を4割とし、残りの1割を後期高齢者の保険料（左表参照）で賄うこととなります。

**保険料（年額）**  
 保険料は、均等割額（40,175円）と所得割額（率：7.43%）の合計額です。  
**保険料＝均等割額40,175円＋所得割額{(総所得金額など－33万円)×7.43%}**  
 ※限度額は50万円  
 ※均等割額と所得割率は、平成21年度までの数字。

## ▽保険料の減額措置

所得の少ない被保険者は、被保険者および世帯主の所得の額に応じて、均等割額の7割・5割・2割の段かい別に減額されます。

## 保険料の納付は一人ひとりで

後期高齢者医療制度の保険料は、一人ひとりに納めていただきます。このため、これまで被扶養者だった方も保険料を納めていただくようになります。保険料は、原則年金から天引きされます。

## ▽保険料の特例措置

会社の健康保険などの被扶養者として現在保険料を負担していない方は、特例の措置で、2年間保険料が減額されます。（詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。）

## 新たな保険証が交付されます

現在使用中の保険証と医療受給者証は使えなくなり、新たに後期高齢者医療の保険証（カード）が、1人に1枚交付されます。

## 窓口での負担は変わりません

医療機関の窓口で支払う自己負担分は、現行の老人保健制度と変わらず、医療費の1割もしくは3割負担（現役なみ所得のある方）です。

## 地区説明会を開催しています

現在、後期高齢者医療制度の説明会を各公民館で行っていますが、11月初旬以前に説明会を行った地区では、具体的な保険料の額についての説明ができませんでしたので、次の日程で再度説明会を行います。

地区説明会日程表

と き	ところ
1月21日（月）13：30～14：30	北部公民館
1月22日（火）10：30～11：30	塩津公民館
1月23日（水）13：30～14：30	三谷公民館
1月24日（木）13：30～14：30	大塚公民館
1月25日（金）13：30～14：30	府相公民館
1月29日（火）11：30～12：30	西部公民館

※特に地区の指定はありませんので、ご都合のよい会場にお越しください。